

## 償却資産申告の手引き

—東金市—

申告期限

毎年1月31日（閉庁日の場合は翌営業日となります。）

提出書類

① 償却資産申告書 (第26号様式)	従来どおりの申告をお願いします。 3ページの「償却資産の申告書の書き方」をご確認ください。
② 種類別明細書 (全資産明細書)	次の項目は必ず記入してください。 資産の種類・資産の名称等・数量・取得年月・ 取得価額・耐用年数・減価残存率・価額・課 税標準額 2ページの「償却資産の評価」をご確認ください。

提出先

東金市役所 総務部 課税課 資産税係  
〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1  
電 話 0475(50)1127

## ◎ 償 却 資 産 の あ ら ま し

固定資産税でいう償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます。ただし、鉱業権、特許権、営業権、その他の無形減価償却資産及び自動車税並びに軽自動車税の課税客体である自動車等は除かれます。なお、資産の増加・減少のない方、免税点未満（課税標準額の合計が150万円未満）の方も申告は必要です。正当な理由がなく申告をしない場合は、地方税法第386条により過料を科せられることがあります。

## 法定耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（いわゆる「耐用年数省令」）に規定する耐用年数のことで、税務会計において通常適用されるものです。

したがって、償却資産の評価に用いる耐用年数は、原則として、この法定耐用年数であり、耐用年数省令の別表第1、第2、第5及び第6を適用します。

## 償却資産の評価

償却資産の評価は、前年中に取得された償却資産にあつては当該償却資産の取得価額を、前年前に取得された償却資産にあつては当該償却資産の前年度の評価額を基準とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその評価額が決定されます。

### ① 前年中に取得された償却資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

※ 月割償却ではなく、半年償却により価格を求めます

※ 取得価額：原則として国税の取扱と同様

※ 減価率：原則として耐用年数表に掲げられている耐用年数に応じた減価率

### ② 前年前に取得された償却資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$$

※ 求めた価格が（取得価額×5／100）よりも小さい場合は、その償却資産が本来の用に供されている限りは、（取得価額×5／100）により求めた額が価格となります。

※ 固定資産税における償却資産の減価の方法は、原則として定率法によります。

## 課税標準の特例

地方税法第349条の3、附則第15条等の規定に該当する資産は、税負担の軽減を図るため課税標準の特例が適用されます。該当資産がある場合は、申告書の“18備考（添付書類等）”欄及び種類別明細書の摘要欄に適用条項を記入してください。また、課税標準の特例に係る届出書をご記入の上、特例適用資産に該当することを証明する書類を添付して提出してください。

※ 課税標準の特例に係る届出書は、東金市ホームページでダウンロードできます。

※ 一度届出をした資産については、再度の届出は不要です。

※ わがまち特例については、東金市ホームページをご確認ください。

## 非課税となる償却資産

地方税法第348条の規定に該当する資産は、固定資産税が非課税になります。該当資産がある場合は、申告書の“18備考（添付書類等）”欄に適用条項を記入してください。また、非課税資産についても種類別明細書に記入するとともに、非課税資産に該当することを証明する書類を添付して提出してください。

※ 今後の税制改正により内容が変わることがありますので、ご注意ください。

# 償却資産申告書の書き方

令和〇〇年 1月 〇〇日  
東金市長

住所 (ふりがなが) 千葉県東金市東岩崎1番地1  
(又は納税通知書送達先) (電話 0475-50-1127)

所有者 (ふりがなが) 〇〇商事株式会社  
代表取締役 東金太郎 (屋号 )

令和〇〇年度  
償却資産申告書

個人番号又は法人番号

事業種目 サービス業

事業開始年月 平成2年8月

この申告に該当する者の氏及び氏名 経理課 鈴木花子 (電話 0475-50-1127)

税理士等の氏名 田中 一郎 (電話 0475-50-1111)

個人の場合は開始年月、法人の場合は設立年月を記入してください。

送付した依頼文に記入されている**所有者コード**を記入してください。

※所有者コード

1	2	3	4	5	6	7	8	9
有	無	有	無	有	無	有	無	有

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法) 有・無

14 青色申告 有・無

該当する箇所に○又は必要事項を記入してください。

事業の目的を具体的に記入し、なお2以上の事業を行っている場合、主たる事業種目を記入してください。

個人の場合は個人番号、法人の場合は法人番号を記入してください。

事業開始年月 平成2年8月

この申告に該当する者の氏及び氏名 経理課 鈴木花子 (電話 0475-50-1127)

税理士等の氏名 田中 一郎 (電話 0475-50-1111)

住所・氏名・ふりがなを記入してください。

住所 (ふりがなが) 千葉県東金市東岩崎1番地1  
(又は納税通知書送達先) (電話 0475-50-1127)

所有者 (ふりがなが) 〇〇商事株式会社  
代表取締役 東金太郎 (屋号 )

資産の種類	前年中に取得したもの(イ)		前年中に減少したもの(ロ)		前年中に取得したもの(ハ)		計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	
	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
1 構築物	7,500,000	0	2,200,000	0	2,950,000	0	2,950,000	0
2 機械及び装置	14,300,241	0	9,376,551	0	22,713,530	0	27,637,220	0
3 船舶								
4 航空機								
5 車両及び運搬具	2,370,000	0	400,000	0	3,568,900	0	5,538,900	0
6 工具・器具及び備品	24,170,241	0	11,976,551	0	29,232,430	0	41,426,120	0
7 合計	46,140,482	0	23,976,551	0	55,421,830	0	78,494,330	0

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 東金市東岩崎1番地1

16 賃主の名称等 ××リース TEL0475(50)1110 東金市東岩崎9350-1

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等)

前年前に取得したもの(イ)は、昨年までの申告に基づいた内容を記入してください。

前年中に減少したもの(ロ)は、(イ)のうち前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。

前年中に取得したもの(ハ)は、今回新たに申告いただく資産の取得価額を記入してください。異動により受け入れた資産についても(イ)ではなく(ハ)に記入してください。

取得価額のほか、評価額・決定価格・課税標準額の記入が必要となりますので、ご確認をお願いします。また、課税標準額は1円単位で記入してください。

評価額(ホ)及び決定価格(ヘ)は、種類別明細の「価額(ハ)」欄の資産を種類毎に合計額を算出し、記入してください。

課税標準額(ト)は、種類別明細の「課税標準額」欄の資産を種類毎に合計額を算出し、記入してください。